

令和2年度第1回多摩市障がい者差別解消支援地域協議会 会議録

日 時	令和2年12月14日(月) 18:30~20:30	場所	多摩市役所 301・302 会議室
出席者 (敬称略)	委員 ※敬称略	小川、関哉、佐藤、奥田、田村、松本、山本、井上、市川、大石、折笠、藤吉、瀬尾、中原	
	障害福祉課 (事務局)	阿部市長、小野澤部長、松本課長、平林主査、上野主査、五十嵐主査、神長主事、後藤主事	
欠席者	委員 ※敬称略	三橋	
記録者	事務局		
項目	開会 1.市長挨拶 2.委嘱状の交付 3.委員の紹介 4.多摩市障がい者差別解消支援地域協議会について 5.会長・副会長の選出 6.会議運営に関する事項の確認について 7.障害者差別解消法、都条例、多摩市条例について 8.令和2年度における差別に関する相談状況について 9.今後の進め方等について(差別解消や障害理解を広める取組等) 10.その他 閉会		
	詳細		
1.市長挨拶	<p>【阿部市長】</p> <p>今年6月の市議会において、「多摩市障がい者への差別をなくし共に安心して暮らすことのできるまちづくり条例」が全会一致で可決され、改めて条例づくりにご協力いただいた皆様方に感謝申し上げます。条例ができたからこそ、この協議会が設置され、協議会によって条例の真価を発揮でき、条例そのものも問われることになる。</p> <p>条例作りを始めたころは、このようなパンデミックが起こることを全く想像していなかった。この世の中で当たり前のように暮らしていくということが、実はものすごく弱く、ガラス細工のような社会だということ、障がい当事者の皆さんは特に感じられたのではないかと思います。</p> <p>コミュニケーションのあり方について条例作りの会議でも議論され、差別解消条例とは別で手話言語条例を作ってほしいという声もあった。4月から毎週のように市長動画メッセージを発信するようになり、最初は動画に字幕だけだったが、障がい当事者の皆様</p>		

	<p>からの声もあって、手話通訳もつけさせていただくことになった。コロナ禍の中で、コミュニケーション、特に対面で色々な話ができないという厳しい状況の中で多くの方が仕事をしている。多摩市では、都内で保健所が設置されていない自治体としては初となるPCR検査センターの設置、政府の特別定額給付金、多摩市として一人親家庭の皆さんに5万円の給付、あるいは介護保険や障がい者の事業所に対する支援も行った。今もコロナが収束しているわけではないので、この協議会の中でしっかりそうした支援策を含めて指摘をしていただくということが大切だと思う。</p> <p>それぞれの事業を営むことも大変な中で、改めて、命を守ることと、経済を動かすことと、そして合理的配慮という言葉の中で、私たちが何をしていかなければいけないかが問われた年だった。こうした中で協議会を開催できたことはとても良いことだと思っており、コロナ禍だからこそ条例の意義というものが輝く。皆さんと一緒に力を合わせて、SDGsの目標でもある「誰一人取り残さない」、そのために、この条例、この協議会がスタートだと思うので、ぜひ色々厳しい意見もいただきながら前に進めていきたい。</p> <p>そうは言っても、10年20年先を見通しながら取り組んでいかなければならないことも山ほどあるので、この場で議論し決まったことが、すぐに解決に向けて動き出せるものもあれば、長い期間をかけてきちんと育てていかなければならないものもある。そうしたことを含めて、私自身も行政のトップとしてこの場で合意されたことについてきちんと実行していかなければと思っている。そのためにここに健康福祉部長以下スタッフもいる。難しいことについては率直に言わせていただくが、実現しなければいけないことについてはきちんと英知を絞って、高いハードルであっても乗り越えていきたいと思っているので、よろしくお願ひしたい。コロナも感染拡大しつつある中お集まりいただいたことに感謝申し上げます、挨拶とさせていただきます。</p>
2.委嘱状の交付	～机上配布～
3.委員の紹介	～各委員自己紹介（略）～
4.多摩市障がい者差別解消支援地域協議会について	<p>【事務局】</p> <p>資料説明（【資料2】多摩市障がい者差別解消支援地域協議会について）</p> <p>⇒委員からの意見なし。</p>
5.会長・副会長の選出	<p>【事務局】</p> <p>会長は小川委員、副会長は藤吉委員、井上委員にお願いしたいと考えているが、いかがか。</p>

<p>6.会議運営に関する事項の確認について</p>	<p>⇒全委員から承認をいただき、決定。</p> <p>【事務局】 資料説明（【資料3】会議運営に関する事項（案））</p> <p>【会長】 助言又はあっせんに関する事項について協議する際は、一律的に非公開ということか。 ⇒【事務局】 助言又はあっせんに関する事項については非公開とする。その他の事項については原則公開とするが、例えば相談事例など、公開してほしくないという要望がある場合等は公開・非公開について協議会の議決による判断をお願いすることになる。</p> <p>【会長】 承知した。他に意見がなければ、会議運営に関する事項はお認めいただいたこととする。</p>
<p>7.障害者差別解消法、都条例、多摩市条例について</p>	<p>【事務局】 資料説明（【資料4】障害者差別解消法、都条例、多摩市条例について） ⇒委員からの意見なし。</p>
<p>8.令和2年度における差別に関する相談状況について</p>	<p>【会長】 本件については協議会の議決により公開・非公開を決定する。事務局から説明をお願いしたい。</p> <p>【事務局】 次第6でも説明をしたとおり、公開することが適当でない事項については、協議会の議決により非公開にすることができる。本件相談事例については、資料5を作成するにあたり、事前に相談をいただいた全ての方に確認をとり、会議の場で資料として出すこと、その資料を対外的に公開することについて了承いただいた。全ての事例で同意をいただけたので、本件については公開したいと事務局は考えているが、いかがか。</p> <p>【会長】 傍聴人に参加いただいている中で公開して議論をすることについて、ご意見はあるか。なお、議論した内容を議事録として公開するかということについては、事務局で整理していただきたい。 特に意見がないので、この件は公開するということでお認めいただいたものとする。それでは、事務局から資料の説明をお願いしたい。</p>

【事務局】

資料説明（【資料5】令和2年度における差別に関する相談状況について）

～1件目に関する意見～

- 頻回に面談を設定されることやシフトの組み方について、会社は本人に説明していたのか。この方は発達障害ということもあって、理由をきちんと言われないと分からないと思う。障害を持っていると、コミュニケーションがとれていないことで差別と感じやすいこともある。きちんと説明をしないと合理的配慮の提供と言えない。
- 本人がどれくらい必要な配慮を求めて、事業所がどう応じていたのか。また、提出した診断書がどのような内容だったか。厚生労働省から、事業所における治療と仕事の両立支援のためのガイドラインというものが出ている。事業者側に求める配慮をよく話し合っておかないと、本人が期待していないような業務内容の制限をされることもある。必要な合理的配慮について医療職もよく知っておかないといけないし、ご本人も主治医とよく相談した上で診断書を提出した方が良い。
- 自分は会社の人事に、どういう配慮が必要かこちらから説明した。一般の人は分からないので、啓発が必要。法律や条例を整備することは大切だが、その上で現場ではどうすれば良いのか。もっと障害について知ってもらう工夫が必要なので、具体的な案を行政からいただきたい。
- ハローワークでもこのような相談があった場合は双方から状況を聞いているが、やはりコミュニケーションが足りない事例が非常に多いと感じており、ハローワークとしても啓発していくところ。
- 一歩踏み込んだ調整や事業所側についての助言が必要なのかどうか、労働局も取扱いが難しい事例と思う。市が入るのか、労働局が入るのかの判断も、取扱いが難しい。

～2件目に関する意見～

- 授業中に歩き回るのをやめさせるために座位保持椅子を使うということであれば、虐待ではないかと感じた。それであれば、補助員をつけたり、コミュニケーションをきちんととることで落ち着いて座って授業を受けられるお子さんを自分はたくさん見てきているので、そのように補えたら良いと思う。

～4・6件目に関する意見～

- 職員が新任だったり異動で来られた方の中には、対応が良くなかったり差別的発言があったり、子ども扱いをしてくるような職員がいた。職員の研修を徹底していただきたい。障害福祉課だけでなく、どの課も該当するので、しっかりやらないと差別はなくなるらない。

～全体に関する意見～

#### 聞き取り・記録の仕方について

- 本人や事業者に聞き取りする際に、いつどのようなことを言われたのか、どのようなことがあったのか、細かく聞いて時系列に並べれば導き出されるものがあると思う。聞き取りのフォーマットのようなものを積み上げていけば、それに基づいて障害福祉課のどの職員も聞き取りができるようになる。
- 障がい者側の話をもう少し細かく書いていただくことで、障がい者の立場から意見をしやすくなる。
- 各事例の調整のポイントや課題は何だったかを記録に残しておく、後に事例集をつくったり、職員同士で引き継いだりするときに重要な相談のカギになるので、ぜひそうしていただきたい。
- 障がい者の気持ちや状況についてどれほど詳しく記述できるか一定の限界はあるが、もう少し状況が詳しく分かるポイントをおさえていただくと私たちも意見交換できるのでありがたい。相談の記録方法については市の方で整理して、次回の協議会等で提案いただきたい。

#### 協議会における相談事例の取扱いについて

- 提案だが、事例の検討はじっくりやっけていかないといけないと思うが、協議会は年に2回でなかなか時間がないので、事例に対する検討チームを作って解決していくのはどうかと考えているが、いかがか。
  - この協議会は、行政がどういう施策を展開すれば良いか提案する一面もあれば、個々の事例に対して場合によっては勧告をするという紛争解決的な面もある。後者を扱うとしたら当事者を呼んで話を聞くなど非常に手間がかかり、1年に4、5回でもおさまらず、市はそこまでシビアなケースを取り扱うことを想定していないように思う。とすると、このような具体的なケースを取り上げて、障がい者の声を聴くことから議論をはじめ、市としてどういう施策をやっているのか、具体的な提案が1つでも2つでも協議会の結論として出せるのであれば意義がある。真剣に検討するなら、分科会のようなものをつくらないと協議会の成果を得られないという意見は同意する。実際に何らかの形で施策に活かすためには、事務局がある程度のことを想定して議事を作っていかないと、なかなか実のある議論にはならないと率直に思った。
  - 分科会の不十分なところは、リアルタイムで相談の解決に携わることができず、後で振り返ってこうすべきだったという視点を助言する機能にとどまること。本来はリアルタイムで関わられるように、この協議会を何チームかに分けて、市の職員が直接相談できるような仕組みを作れると良い。例えば大阪市は支援チームを作り、月に1回程度集まって、市からの相談に応じている。それが望ましいが、できなければ分科会形式でも良いと思う。
- 他の自治体にも共通していることだが、一応の解決にはなっているが、根本的な相互理解や共生社会の実現に向けた解決とは言えない事例が多い。もう1歩踏み込ん

<p>9.今後の進め方等について（差別解消や障害理解を広める取組等）</p>	<p>で、相談者も事業者もお互いに納得感を得て相談を終了しないと、条例の趣旨に基づいた解決とならない。そのために、先ほど話した支援チームのようなものができるとう望ましい。全ての事例でそのような対応をするのは難しいということも理解できるので、1つでも2つでもそういう事例を増やしてほしい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● リアルタイムで本格的な調整が必要になったときにどうするか、非常に難しいが、検討課題として協議会で考えていく必要がある。</li> </ul> <p>【事務局】 資料説明（【資料6】今後の進め方等について（差別解消や障害理解を広める取組等）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 病院での説明が分かりづらくて困っている。参考に配布されている大阪の資料が絵も入っていてとても分かりやすかったので、多摩市でも作ってほしい。</li> </ul> <p>⇒【事務局】市としても学びながら、分かりやすい資料を作っていきたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● このとおり（大阪の資料に書かれてあるとおり）対応できるか状況にはよるが、医師会で配布してみる。</li> <li>● 地域自立支援協議会の権利擁護専門部会で出た意見の中に、合理的配慮の取組に補助金をつけてほしいという意見がある。先ほどの相談報告の学校での事例で座位保持椅子という話もあったが、補助具を購入することが大変な家庭もあると思うので、そういう補助があると助かる家庭や事業者も多いと思う。そういう取組を紹介することで、うまく周知に繋がる活動ができると良い。</li> </ul> <p>⇒【事務局】補助金についてどうするか、今すぐにお答えすることはできないが、合理的配慮のために市として何を進めれば良いか忌憚ないご意見をいただきたい。</p> <p>【会長】 今後の進め方ということで、この協議会で何をどう扱っていくか非常に難しいと感じている。今回報告のあった6件の相談事例は、市への様々な相談の中で、これは条例の第8条に基づく特定相談であると整理されて報告されたのだと思う。ご本人からのヒアリングがあり、それから相手方のヒアリングに進む場合もあり、またもう1歩先に進む場合もあり、相談の内容とその後の進め方について、市も対応が難しいことと思う。また、協議会で報告する相談事例の整理についても意外と難しい。報告するためにご本人達の理解を得てはいるが、協議会で報告し共有する情報が詳しすぎると、個人が特定されるリスクもある。受け付けた相談の整理と、どのように情報共有するかについては、この協議会でフローチャートを整理しておいた方が良い。</p> <p>場合によっては弁護士の先生から助言もいただきながら、ここで何をどのように協議していくか検討していきたい。</p> <p>初回なので、次回以降何をどこまで協議するか曖昧な部分が残るが、協議会を進める中</p>
--	---

10.その他	<p>でその整理もしていきたいし、市にも協力をお願いしたい。</p> <p>【事務局】 次回の協議会は3月を予定しており、また日程調整の連絡をさせていただく。</p> <p>【会長】 以上で第1回多摩市障がい者差別解消支援地域協議会を終了する。</p>
--------	--